

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する質問・回答

本文

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
71	各種申請等の業務	3	2	1	(6)				国庫補助申請の支援の内容を明確にして頂きたくお願いいたします。	要求水準書（案）第3・5（1）ウ（ア）のとおり、国庫補助金申請に必要となる申請書類の協力・作成となります。
72	事前調査業務	3	2	1	(1)				事前調査業務が事業者業務となっており、例えばアスペクト等調査が事業提案書提出時点の想定内容と実際の事業調査業務で判明した業務量とが異なる場合、その処理にかかる費用の増減については、どのような手続きとなるのかをお示しいただきたい。	入札説明書等にて示します。
73	事前調査業務	3	2	1	(1)				地質調査については、事業提案書提出までの間には正確な資料がないため、基本設計で示された構造形式を基に提案を作成し、その後の事業者側で実施する地質調査の結果によっては、構造形式を変更せざるを得ない事象が発生した場合、どのような手続きとなるのかをお示しいただきたい。	過去に実施した地質調査は要求水準書（案）に添付する1 基本設計図書等の資料3 地質調査資料において示しています。なお、事業者が地質調査を実施した結果、構造形式を変更せざるを得ない事象が発生した場合、その事象の内容によって、協議を行うこととなります。詳細は、入札説明書等にて示します。
74	現本館・研修棟の改修及び耐震改修設計	3	2	1	(2) (3)				現本館・研修棟の改修及び耐震改修設計について、(P.9に“建物解体までの間、現耐震性能を確保すること”とありますが) 具体的な内容をご教示いただけないでしょうか。	基本設計図書で示すとおり、建物解体までの間、現本館・研究棟の現行の耐震性能を確保するように耐震改修等を行うこととしています。具体的な改修方法等は事業者の提案に委ねます。
75	県が行う業務との調整・協力	4	2	3	(7)				県が行う新エネ・省エネ設備の見学等の業務には、見学者の予約・受付等の対応も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	展示業務	4	2	3	(8)				県が行う展示業務の具体的な内容をご教示ください。	事業者が提供する啓発資料の内容等を協議しながら決定し、その内容を踏まえて、県の業務内容を決めていきます。
77	愛知県あいくる材	6	2	5	(2)	イ			愛知県あいくる材率先利用指針については、提案する工事価格とのバランスのなかで出来る範囲内で利用に努めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	関係法令 警備業法	5	2	5	(1)				関係法令の遵守の中に警備業法が含まれていますが、警備業法第4条の認定は、SPCが認定を受けるのではなく、SPCから維持管理業務の警備業務を請け負う維持管理企業が警備業法第4条の認定を受けていれば良いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	資格の取得	7	2	6					現在の業務の実施に当たり、必要とされている資格をご提示ください。(特に衛生研究所関連施設の維持管理・清掃等で必要な資格をお願い致します。)	事業者の判断において有資格者を選任してください。愛知県衛生研究所の維持管理業務に関連して、県から特に指定する資格はありません。
80	要求水準の変更の手続き	7	2	7	(1)				要求水準の見直し事由に該当し、見直しがされる際には、県と事業者との間で協議を行った上で、合理的な範囲で判断されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	県民に親しみを持ってもらえる施設	8	3	1	(3)				小中学生が環境問題について学習する講座や実験、展示を行うことができる施設とありますが、1Fの第1、第2会議室を使用して行うという理解でよろしいでしょうか。	主に第1会議室、実習・研修室及び多目的スペースを使用することを想定しています。
82	基本設計の位置づけ	8	3	2	(2)				「基本設計図書は・・・県の具体的な方針を示したものの」、「・・・変更提案(以下「VE提案という。))をすることができる」とありますが、本事業において、県は、可能な限り基本設計どおり実施することを希望しておられるのでしょうか。それとも、基本設計に変更が生じたとしても、ライフサイクルコスト縮減等のため、事業者のVE提案を積極的に受入れたいとお考えでしょうか。	基本設計で求められている性能を満たした上で、県は、VE提案により事業者のノウハウや技術力を最大限活用し、サービス水準の向上を図っていきたく考えています。
83	基本設計の位置づけ	8	3	2	(2)				基本設計図書は「別紙1 各室・エリアの要求水準」を満足していると考えますが、万一、両者に齟齬があった場合は、どちらが優先されますでしょうか。	別紙1を優先します。
84	基本事項 軽微な変更	9	3	3	(1)				軽微な変更に対しての目安はあるのでしょうか。	基準となる目安は設定していませんので、具体的な内容は提案に委ねます。また、軽微な変更についても、VE提案範囲の確認が必要となります。
85	基本事項 軽微な変更	9	3	3	(1)				基本設計図書の建築計画につき、軽微な変更は県との対話・協議の上県が適当と判断すれば認める、とされていますが、この「対話・協議・認める」の時期は選定スケジュールにおけるVE提案とその確認のことを指していますか。	ご理解のとおりです。
86	基本事項	9	3	3	(1)				「ただし・・・県と対話・協議の上、県が適当と判断すれば変更を認める」とありますが、変更の認否は「個別対話に関する回答」又は「VE提案範囲の確認の通知」で示されるという理解でよろしいでしょうか。	県は、個別対話で方向性を示し、VE提案範囲の確認の通知で確認結果を示します。
87	省エネルギー性能の確保	10	3	4	(4)	ウ			施設の引き渡しの段階とは、平成31年1月末の新施設の引き渡しを指すと理解してよろしいでしょうか。	平成31年1月末の新施設の引渡しと平成31年12月末の新施設の引渡しが該当します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
88	省エネルギー性能の確保	10	3	4	(4)	ウ			「・・・各段階において目標達成を検証し、目標値に対する評価を行うとともに、BEMS等のデータを解析し、運用改善を行うこと」とありますが、施設整備及び維持管理段階において、目標値を下回るものがあつたとしても、これを理由としてペナルティが課されることはないかと理解してよろしいでしょうか。事業者が、県職員の皆様による本施設の利用の仕方をコントロールすることはできません。事業者が過大なリスクを負うことは、入札価格の上昇につながりますので、ご配慮願います。	省エネルギー性能の確保は、要求水準書(案)「第5 運営体制・その他」の1の協力体制により行います。また、施設利用者のエネルギー使用量の前提条件が、県の提示するものと大きく異なったことによる目標未達等に関してはペナルティを課すことは想定していません。なお、施設・設備の瑕疵、定期点検の未実施、保守管理の不備等による事業者の責めに帰すべきエネルギー消費量の増加が発生した場合の詳細については、入札説明書等にて示します。
89	業務内容	10	3	5	(1)	7	(1)	d	「土壌汚染状況調査計画書を作成し・・・実施」とありますが、入札価格に計上する費用は、土壌汚染状況調査費用のみでよろしいでしょうか。また、事業開始後に行った土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染対策、設計変更、工程の遅延等が必要となった場合、これに係る追加費用は、県でご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。 後段の質問については、入札説明書等にて示します。
90	設計業務及び建設業務	11	3	5	(1)	ウ	(7)		国庫補助金申請等への対応とありますが、申請を予定している補助金の種類をご教示願います。	実施方針に関する質問・回答のNo. 38の回答を参照してください。
91	完成模型サイズ	11	3	5	(1)	ウ	(1)		想定されている大きさはどの程度でしょうか。	1/200程度を想定しています。
92	県が行う施設備品及び備品等の配置計画案等の作成	11	3	5	(1)	ウ	(ウ)		劣化状況を調査し、再利用・廃棄リストを作成するとありますが、選別基準を明示いただけるか、又は選別を県の責任で行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	県の指示を受けて、事業者が再利用・廃棄リストを作成することになります。
93	設計業務に係る留意事項	11	3	5	(1)	エ	(1)		設計変更に伴う減額対象となるのは、設計費用を除いた、直接工事費・将来の維持管理費であるという理解でよろしいでしょうか。	設計費用が対象となる場合もあります。
94	環境濃度の測定	12	3	5	(2)	7	(1)	i	道路境界付近4か所で測定する環境濃度とは、アスベストの濃度測定をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	環境濃度の測定	12	3	5	(2)	7	(1)	i	測定に必要な項目をお示しください。	建築改修工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に準ずることとします。
96	業務内容	12	3	5	(2)	7	(1)	i	「アスベストについては使用有無の事前調査を行うとともに・・・」とありますが、入札価格に計上する費用は、当該事前調査費用のみでよろしいでしょうか。また、当該調査の結果、アスベスト対策、工程の遅延等が必要となった場合、これに係る追加費用は、県でご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問については、入札価格には、事前調査費、アスベスト対策費を含みます。 後段の質問については、入札説明書等にて示します。
97	業務内容	12	3	5	(2)	7	(1)	i	アスベストの処分費用は県が負担し、計画以上に係った場合も、県が追加費用負担をすると理解してよろしいでしょうか。	No. 96の回答を参照してください。
98	解体・撤去工事の範囲	12	3	5	(2)	7	(ウ)	c	要求水準書では地下構造物は基本設計図書において既設残地躯体としている箇所を除き全て撤去する。とありますが、基本設計報告書7-12では新築に干渉する躯体以外のフーチング・杭は撤去しないようになっています。基本設計報告書が正と考えてよろしいでしょうか。	既設残置躯体には、フーチング及び杭を含んでいます。また、要求水準書(案)を修正する予定です。
99	解体・撤去工事の範囲	12	3	5	(2)	7	(ウ)		解体工事において、ダイオキシンに関する調査が必要になった場合、調査費用、対策費用等の追加費用は、県でご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	追加費用については、入札説明書等にて示します。
100	施設備品調達業務	13	3	5	(2)	ウ			事業者が調達すべき施設備品については、添付資料にあるドラフトチャンパー、クリーンベンチ、安全キャビネット等のみと考えてよろしいでしょうか。その他一般的な什器・備品は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	新施設紹介PV等の作成等	15	3	5	(2)	オ	(オ)		PVの作成費用は、事業者の提案の範囲内と理解してよろしいでしょうか。また、県との協議により、作成費用が事業者の提案の範囲を超えた場合は、県が追加費用負担を行うと理解してよろしいでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。 後段の質問については、基本的に提案の範囲で作成することになります。
102	新施設紹介PV等の作成等	15	3	5	(2)	オ	(オ)		新施設紹介PV等の作成等は、県との協議時間を考慮すると相応の時間を要すると思われませんが、どの程度の内容で何分程度のものをいつまでに必要とされるでしょうか。また、参考となる類似事例等がありましたらご教示ください。	新施設の概要を10分程度の映像で紹介する内容とし、新施設を引渡す平成31年12月以降に引き渡すこととしますが、具体的な作成時期や完成時期は県と協議によるものとします。
103	新施設紹介PV等の作成等	15	3	5	(2)	オ	(オ)		作成するPV等の概要(時間等)については今後お示し頂けると理解して宜しいでしょうか。	No. 102の回答を参照してください。
104	新施設紹介PV等の作成等	15	3	5	(2)	オ	(オ)		「新施設に導入する新エネ・省エネ設備、環境配慮技術を中心とする啓発資材」はどの程度のもを想定されているのでしょうか。パネル枚数の想定をご教示ください。	提案に委ねます。
105	新施設紹介PV等の作成等	15	3	5	(2)	オ	(オ)		「(提供後は、技術革新に伴い提供した内容を随時更新すること。)」とありますが、更新頻度の目安はどの程度を想定しているのでしょうか。	提案に委ねます。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
106	新施設紹介PV等の作成等	15	3	5	(2)	オ	(オ)		「(提供後は、技術革新に伴い提供した内容を随時更新すること)」とありますが、更新に要する費用は、サービス購入費としてどのように支払われるのでしょうか。	維持管理に係るサービス購入料として、事業期間にわたって均等払いします。
107	維持管理等に関する費用の負担	16	4	1	(8)				通信費についても、光熱水費と同様に貴県にご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	事業者の維持管理等に要する通信費は、事業者の負担となります。
108	業務の対象範囲及び区分	16	4	1	(3)				「本施設を対象範囲とする」とありますが、本施設には既設施設も含まれます。既設施設の維持管理については、維持管理開始時点の原状の性能及び美観の維持を図ればよいとの理解でよろしいでしょうか。	別途、回答します。
109	業務の対象範囲及び区分	16	4	1	(3)				「維持管理業務は、各業務区分の要求水準に特に記載のない限り、本施設を対象範囲とする」とありますが、「1頁の第1 総則 3 本事業の対象となる施設」では、本施設の定義は「新施設、既設施設及び外構施設を含む事業実施敷地全体」とあります。既設施設に関しては、経年劣化等による施設の状況が入札時には把握できないため、既設施設の修繕業務は対象外と考えてよろしいでしょうか。	別途、回答します。
110	用語	17	4	1	(9)	オ			大規模修繕の定義が記載されておりますが、事業期間中における大規模修繕を想定されているのでしょうか。また、事業期間における必要な修繕・大規模修繕は全て事業者が実施することになるとの理解でよろしいでしょうか。	前段の質問については、事業期間中における大規模修繕は想定していません。後段の質問については、事業期間中に必要となる修繕は、本事業の事業範囲に含まれますが、大規模修繕は含みません。
111	大規模修繕	17	4	1	(9)	オ			大規模修繕の用語の定義が記載されていますが、大規模修繕は事業者が行う業務の範囲に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	業務の目的	20	4	3	(1)				専有部内の設備に関する保守管理について、電子顕微鏡が設置される共同研究室、細菌研究室、放射線測定室など日常的には容易には入れない諸室も存在しますが、当該諸室内の設備管理についても事業者業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、業務に含まれる場合、入室・保守管理にあたっての作業条件について入札公告等で公表いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。後段の質問については、特別な作業条件を示しませんが、実際に作業を行う時には、新施設の各室の使用状況の確認が必要となります。
113	要求水準	20	4	3	(1)				プレフィルターやHEPAフィルターなどについて、既存施設に関する対象箇所、枚数、現行の交換頻度等について御教示ください。	既存施設の対象箇所は、本館、地階、高分解能質量分析室棟で、対象枚数は約80枚程度です。詳細は、入札説明書等にて示します。
114	業務の実施	20	4	3	(2)	7			運転監視業務がございしますが、設備員の24時間配置は、求めていると認識してよろしいでしょうか。	要求水準を踏まえることが前提となりますが、提案に委ねます。
115	業務の実施	20	4	3	(2)	7			運転監視業務がございしますが、すべての建物の異常信号等を中央監視室で監視する必要がありますでしょうか。	現状の管理水準、要求水準書を踏まえて、最適と思われる監視設備を提案してください。
116	業務の実施	20	4	3	(2)	1			修繕について、既存施設の修繕業務も事業者の業務範囲でしょうか。既存施設の修繕履歴等を開示いただくことは可能でしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。後段の質問について、入札説明書等にて示します。
117	業務の実施	20	4	3	(2)				建築物環境衛生管理技術者の選任は貴県・事業者のどちらでしょうか。	建築物環境衛生管理技術者の選任は予定していません。
118	業務の実施	20	4	3	(2)				防火・防災管理者の選任は貴県・事業者のどちらでしょうか。	県となります。
119	要求水準 受変電設備	22	4	3	(3)				受変電設備の点検、試験を行うとありますが、電気主任技術者の配置は事業者となりますでしょうか。	事業者において配置することになります。
120	要求水準 受変電設備	22	4	3	(3)				受変電設備の点検を行うにあたり、停電を伴う点検を実施することは可能でしょうか。	県と協議の上可能とします。
121	要求水準 発電設備	22	4	3	(3)				停電を行うことができない施設がある場合、予備電源の設置は事業者負担となりますでしょうか。また必要な電気容量をご教示ください。	前段の質問については、事業者負担とします。後段の質問については、事業提案を踏まえ、実施設計での検討となります。なお、現施設の発電機対応している電気容量は、電話交換設備用2.2kVA、照明回路及び試験用電源確保用2.8kVAとなります。
122	要求水準 排水設備	22	4	3	(3)				排水設備の点検、試験等を行うとありますが、当施設は水質汚濁防止法の規制を受ける事業場となりますでしょうか。また該当する場合、排水水質検査は事業者が実施となりますでしょうか。	前段の質問については、本施設は、水質汚濁防止法上の特定施設に該当しません。後段の質問については、排水水質検査(分析)は、本事業の事業範囲に含まれます。
123	要求水準 BEMS等	22	4	3	(3)				県に対して施設の運営改善を提案するとありますが、どの位の頻度で提案すればよろしいでしょうか。	提案に委ねます。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
124	空気環境測定記録	23	4	3	(4)	7	(か)		竣工初年度に行う、ホルムアルデヒドの測定は事業者の業務範囲でしょうか。ご教示ください。	本事業の事業範囲に含まれます。
125	さく井戸水質検査記録	23	4	3	(4)	7	(こ)		さく井戸水質検査という項目がございますが、こちらは専用水道に該当しますでしょうか。また該当する場合は、水道技術管理者の設置は事業者となりますでしょうか。	空気調和設備の熱源水と雑用水としての利用を想定しており、この場合、専用水道に該当しないと考えています。
126	業務の実施	23	4	4	(2)	1			事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施するとございますが、使用者の過失（操作のミスや事故等による設備の損傷等）により、性能・機能の低下が発生した際は、復旧・修復にあたっての費用負担についてどのようにお考えでしょうか。	入札説明書等にて示します。
127	本館・研究棟	24	4	5	(3)	1	(7)		「対象範囲は、・・・執務室及び実験室は除く。」とありますが、表現が曖昧な為、「別紙1 各室・エリアの要求水準」の表に室名毎の清掃対象の「有無」を記載することで明確にして頂けませんでしょうか。	入札説明書等にて示します。
128	動物舎棟、騒音振動棟	24	4	5	(3)	1	(1)		騒音振動棟については、便所のみ清掃でよろしいでしょうか。詳細な清掃仕様のご教授頂けませんでしょうか。	便所のみ清掃です。便所の清掃の仕様については、提案に委ねます。
129	要求水準	24	4	5	(3)	1			ゴミは所定の場所に収集し、集積することとありますが、清掃業務により発生したゴミを所定の場所に集積するという認識でよろしいでしょうか。	本項の内容について、ご理解のとおりです。
130	要求水準	24	4	5	(3)	1			専有部に発生するゴミは、職員にて集積場所まで運搬されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
131	業務の対象	27	4	5	(8)	7			廃棄物の収集・運搬及び処分を行う者は、構成員または協力会社として、応募グループの一員となる必要があると理解してよろしいでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
132	業務の対象	27	4	5	(8)	7			「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として・・・」とありますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、排出事業者は県側にあると思われまます。廃棄物を発生させた当事者ではない事業者が廃棄物処理業務を行うことは同法に抵触すると考えられるので、当該業務は事業者の業務対象から除外して頂けませんでしょうか。	別途、回答します。
133	業務の対象	27	4	5	(8)	7			「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として」の部分につきまして、PFI事業者が排出事業者になることができるのでしょうか。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下法と称す）第3条に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」との規定があるため、法第3条にいう「事業者」は「PFI事業者」ではなく「愛知県」にあたるかと理解しております。	No. 132の回答を参照してください。
134	業務の対象	27	4	5	(8)	7			「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として・・・」とありますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（第3条）」とあり、同法の趣旨からすると、排出事業者は県と思われまます。廃棄物を発生させた当事者でない事業者が廃棄物の収集・運搬及び処理業務を行うことは同法に抵触すると考えられるので、当該業務は事業者の業務範囲から除外いただけないでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
135	業務の対象	27	4	5	(8)	7			「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として～」とありますが、排出事業者は原則廃棄物を排出するもの（建物所有者）が対象となります。本事業では、BTO事業のため、維持管理期間は事業者が廃棄物の分別、保管、収集を業務範囲とし、運搬、処分は建物所有者である貴県の負担としていただけないでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
136	業務の対象	27	4	5	(8)	7			特別管理産業廃棄物を扱う場合、排出事業者が「特別管理産業廃棄物管理責任者」を事業場毎に置かなければなりません。本事業においては、SPCではなく、維持管理業務にあたる企業が有資格者を配置してもよろしいでしょうか？運営を伴わないサービス購入型のPFI事業では、SPCが従業員を雇用せずSPCにリスクを残さないスキームが一般的です。SPCとして「特別管理産業廃棄物管理責任者」を雇って配置することは、SPCに人件費と雇用に係るリスクが発生するため、リスク調整費の上乗せによる入札価格の上昇につながります。県が特別管理産業廃棄物の排出事業者となっていたら、特別管理産業廃棄物に関わる業務は、本事業の業務範囲にから外していただきたくご再考をお願いいたします。	No. 132の回答を参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
137	業務の対象	27	4	5	(8)	7			特別管理産業廃棄物を扱う場合、排出事業者が「特別管理産業廃棄物管理責任者」を事業場毎に置かなければなりません。本事業においては、SPCではなく、維持管理業務にあたる企業が有資格者を配置してもよろしいでしょうか？	No. 132の回答を参照してください。
138	業務の対象	27	4	5	(8)	7			事業者が排出事業者として処分まで行う旨の記載がございますが、特別産業廃棄物管理責任者の選任も事業者で行う想定でしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
139	業務の対象	27	4	5	(8)	7			過去5年間の廃棄物の量を(7)～(オ)及び「特別管理産業廃棄物」のそれぞれご教授頂けませんかでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
140	業務の対象	27	4	5	(8)	7			廃棄物の分別、保管、収集・運搬、処理を行うとありますが、廃棄物の種類ごとに、廃棄物の分量をご教示いただけないでしょうか？	No. 132の回答を参照してください。
141	業務の対象	27	4	5	(8)	7			廃棄物に関して排出量の実績データを御提示いただけませんかでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
142	業務の実施	27	4	5	(8)	7			特別管理産業廃棄物につきましては、過去どのような廃棄物があったか詳細にご教授頂けませんかでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
143	産業廃棄物（混合廃棄物）	27	4	5	(8)	7	(ウ)		混合廃棄物につきましては、過去どのような混合廃棄物があったか詳細にご教授頂けませんかでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
144	廃液	27	4	5	(8)	7	(エ)		廃液につきましては、過去どのような廃液があったか詳細にご教授頂けませんかでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
145	廃棄消火器	27	4	5	(8)	7	(オ)		廃棄物種類に廃棄消火器とございますが、使用済消火器ではなく耐用年数を越えた消火器との認識でよろしいでしょうか。また、既存施設から移設・継続使用する場合、消火器数量、使用可能残年数について御教示ください。	No. 132の回答を参照してください。
146	業務の内容	27	4	5	(8)	1	(イ)		専有部内より出る廃棄物、ガスボンベ等について、施設内所定の収集場所への運搬は業務範囲外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	業務の内容	27	4	5	(8)	1			事業者が排出事業者として処分まで行う旨の記載がございますが、マニフェストの管理・保管も事業者で行う想定でしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
148	業務の内容	27	4	5	(8)	1			廃棄物処理に伴う対価については、単価契約となるのでしょうか。支払方式について御教示ください。	No. 132の回答を参照してください。
149	業務の内容	27	4	5	(8)	1			廃棄物の収集・運搬、処分に関するサービス購入料は、発生都度、実費精算としていただけないでしょうか？当該サービス購入料が毎年度、定額で支払われる場合、廃棄物量の増減リスクをSPCが負うことが考えられ、結果的にサービス購入料が増加することが懸念されます。	No. 132の回答を参照してください。
150	業務の内容	27	4	5	(8)	1			15年の長期に亘る維持管理期間中については、研究材料等事業内容により廃棄物の種類・排出量は大きく変化すると思われま。よって、廃棄物処理に関するサービス対価は、「実費精算」が妥当と思われまが如何でしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
151	業務の内容	27	4	5	(8)	1			廃棄物処理業務の対価に関し、物価改定の有無、手法・方針について御教示ください。	No. 132の回答を参照してください。
152	警備時間	28	4	6	(2)	1			保安警備業務は、事業者が(2)イの警備時間内を行い、警備時間外は、県が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	警備時間	28	4	6	(2)	1			県の業務日、休日について記載がございますが、職員が在席する日中については、配置が不要ということでしょうか。また、警備員の配置ポスト数、休憩可否について御教示ください。	前段の質問については、御理解のとおりです。 後段の質問については、要求水準を踏まえ提案に委ねます。
154	警備時間	28	4	6	(2)	1			施設の開閉館時間、休日（休館日）の設定詳細（曜日等を含めて）について、改めてご教示ください。	県の休日に関する条例及び県の執務時間を定める規則のとおりです。なお、夜間・休日においても県業務で必要な場合は開館する場合があります。
155	要求水準 受付・窓口	28	4	6	(3)				出入管理とありますが、入館者に対する受付対応（入館証の発行・回収等）が必要ということでしょうか。	県の業務日の8時45分から17時30分以外の時間帯、県の休日の終日において受付対応を実施します。
156	要求水準 受付・窓口	28	4	6	(3)				車の出入管理とは、入館者に対して車両利用（駐車）の有無を確認する程度との理解でよろしいでしょうか。	不審車両等を入構させない前提において、ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
157	要求水準 受付・窓口	28	4	6	(3)				電話の対応とは、電話交換ではなく、警備室へかかってきた施設管理に関する対応との認識でよろしいでしょうか。 または、別途電話交換要員が必要でしょうか。	維持管理業務に関する守衛室等への電話の対応を意味します。
158	要求水準 受付・窓口	28	4	6	(3)				緊急搬入検体が搬入されたときは、指定の職員に連絡するとありますが、不在の際は貴県の別の職員が対応いただき、確実に検体を引き継げると考えてよろしいでしょうか。	指定する県職員が在館していることを前提に搬入します。
159	要求水準 受付・窓口	28	4	6	(3)				郵便・宅配便は、施設内の各部門職員が警備室等に回収にきていただけてと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準 受付・窓口	28	4	6	(3)				本施設内には、研究施設特有の各種ガスボンベがございますが、各種ガスボンベの搬入・設置については、搬入業者及び対象諸室の職員にて対応いただけてと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準 巡回業務等	28	4	6	(3)				巡回業務の回数、時間帯は事業者の任意仕様と考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
162	要求水準 巡回業務等	28	4	6	(3)				害獣の発見時対応について、捕獲・引渡とありますが、想定される害獣は、ねずみ等一般施設管理にて指す害獣の意味であり、動物舎棟からの逃げ出した動物等ではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準 敷地内の植栽帯・緑化部分	29	4	7	(3)				「項目：敷地内の植栽帯・緑化部分」で「周辺環境に配慮し、害獣の捕獲～」とありますが、害獣とは、ねずみなどの小動物のことを指し、その他の害獣が発生した場合は貴県の負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者の事業範囲です。
164	要求水準 薬剤散布、施肥の協議	29	4	7	(3)				農薬の使用は可能と考えてよろしいでしょうか。	県と協議の上、県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドラインに基づき使用してください。
165	業務の実施	29	4	8	(2)				案内板やサインについて、将来変更を行う際は、貴県の負担でご対応いただけてと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準	29	4	7	(3)				既存施設の植栽は、伐採されるのでしょうか。 また、既存の植栽を残す場合（例えば外構工事を行うまでの期間、及び外構工事の範囲外の植栽等）、美観・保護レベルは現状維持と考えてよろしいでしょうか。	別途、回答します。
167	要求水準（植栽維持管理 業務）	29	4	7	(3)				外構工事の範囲・内容に応じて、引渡し時期が異なるため、維持管理開始後、植栽管理の業務範囲も変動すると想定されます。 管理対象範囲の変更や管理費支払額の変更について、初期計画に含めて平準化払いとするのか、整備完了前に変更契約等にて修正するのかなど、方針を御教示ください。	維持管理に係るサービス購入料として、維持管理期間にわたって均等払いします。
168	ZEB実現に向けた協力体制の整備	30	5	1					ZEB実現の協力体制のため、専門技術者が専従または定期的に点検・改善を行うことが想定されます。専門技術者の業務に係る費用は本公募に含まれるのでしょうか。	設計・建設に係るサービス購入料、維持管理に係るサービス購入料に含まれます。
169	ZEB実現に向けた協力体制の整備	30	5	1					「事業者は、消費するエネルギーデータ及び創出するエネルギーデータの分析体制を確立し、・・・運用改善の提案を行うものとする。」とありますが、応募時に提案したエネルギー消費量の目標が未達成の場合についてのPFI事業者へのペナルティ等の考え方をご教授頂けませんでしょうか。	No. 88の回答を参照してください。
170	総括責任者及び業務責任者	30	5	2	(1)	7			総括責任者と業務責任者の「兼務」につきましては、PFI事業者の提案に委ねられているとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	総括責任者及び業務責任者	30	5	2	(1)	7			総括責任者は業務責任者を兼務しても構わないでしょうか。	No. 170の回答を参照してください。
172	総括責任者及び業務責任者	30	5	2	(1)	7			総括責任者及び業務責任者は、兼務とすることは可能でしょうか。	No. 170の回答を参照してください。
173	総括責任者及び業務責任者	30	5	2	(1)	7			総括責任者及び業務責任者の「常駐」は必ずしも求められておらず、PFI事業者の提案に委ねられているとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	その他	31	5	3	(3)				県が実施する施設見学の対象者について御教示ください。また、見学対応の協力を行うために、事業者の現地従事者を別途配置するといった必要はないと考えてよろしいでしょうか。	見学対象者についての制限はありません。事業者が見学対応のための現地従事者を配置する必要はないと考えておりますが、見学者ニーズによっては、見学対応への協力をお願いすることがあります。
175	その他	31	5	3	(3)				県が実施する施設見学の想定する頻度について、御教示ください。	業務に支障がない範囲で受け入れることを想定しています。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
176	記録の保管	31	5	4					永年保管とあるのは、PFI事業期間中保管を行い、事業完了後県に引き渡すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する質問・回答

別紙1 各室・エリアの要求水準

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
177		1-8							別紙1 各室・エリアの要求水準のエクセルデータがあれば、頂くことは可能でしょうか。	入札公告時に対応する予定です。
178	空気調和設備 相対湿度	1-4							40-70%、20-60%との記載がありますが、基本設計図書によれば空調方式は外調機2管式で、温度制御のみと判断されます。湿度条件は成行と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本設計では、外気処理空調機にて、夏期28℃50%、冬期19℃40%露点温度にて供給することを前提とし、室内での湿度制御はしないという考え方としています。なお、湿度管理を要求される部屋については、別紙1「空気調和施設」の「相対湿度」の列に記載しています。
179	施設運転時間	1-8							空気調和設備項目に業務時間の記載がありますが、この時間が照明を含めた一次エネルギー算定根拠とする室使用時間と考えてよろしいでしょうか。また、記載がない室に関しての室使用時間をお教え下さい。	入札説明書等にて示します。
180	施設運転時間	1-8							上記に加えて、一次エネルギー算定根拠とするドラフトチャンバー・安全キャビネットに関しての使用時間をお教え下さい。	入札説明書等にて示します。



愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する質問・回答

別紙3 施設備品調達リスト

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
181									施設備品調達リストには、机、椅子などの一般備品がありませんが、別紙3のリスト以外の備品については、県側が調達されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する質問・回答

別紙4 動物舎棟の清掃業務

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	○	か	(か)		
182	基本的事項	1		1	(1)				実施に必要な人員を常時配備となっていますが、業務時間中、必ず人員を配備しなければならないでしょうか。必要な時に人員を配備すればよいのでしょうか。	必要な時に人員を配備していただきます。
183	基本的事項	1		1	(2)				「午前9時から正午までの間」とございますが、本施設の清掃は、1名で当該時間内に完了できる作業（ケージ数が不明である等、作業量が把握できません）とお考えでしょうか？	1名で完了できる作業量であると考えています。
184	基本的事項	1		1	(2)				記載の作業時間は、現行仕様と同じ条件でしょうか。また、現行の清掃体制（時間、人数など）について御教示ください。	前段の質問について、ご理解のとおりです。 後段の質問について、午前9時から正午までの間で、県職員の指示により清掃員1名で実施しています。
185	基本的事項	1		1	(3)				衣服について、高頻度にクリーニングを実施する必要があったり、手袋等高頻度に消耗する備品の着用義務があるなどの要件があれば御教示ください。	要件等は特にありません。
186	基本的事項	1		1					動物舎棟の管理にあたり、必要な検体検査や予防接種などがありますでしょうか。	現状では特にありませんが、必要であれば破傷風の予防接種が考えられます。 なお、清掃員が体調不良な場合は、飼育している動物に病原体が感染しないよう、健康な方と交代していただく場合があります。
187	清掃業務名及び実施日	1		2	(1)				連休が3日以上となる場合は実施の必要があると存じますが、3日で1回実施という頻度想定でよろしいでしょうか。	休日に関してはご理解のとおりです。
188	清掃業務名及び実施日	1		2	(2)				白衣、作業衣の洗濯作業とは、県職員の衣服と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	清掃業務名及び実施日	1		2	(2)				貴県所有の洗濯機等を貸与いただけると考えてよろしいでしょうか。または、クリーニング対応が必要でしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。 後段の質問について、クリーニング対応は必要ありません。
190	清掃業務作業内容	1		2	(2)				飼育室、ゲージの清掃実施に当たり清掃員が直接動物を移動させたり、動物に触れる機会はありますか。	動物をケージに移動させるなど、必要に応じて清掃員が動物に触れる機会はありますが、県職員の指示の下に行っていただきます。
191	清掃業務作業内容	1		2	(2)				動物を移動させたりしなければならない場合、動物が暴れたりして移動が困難なときは、貴県担当者に報告を行うなどの対応をとればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する質問・回答

資料1 基本設計図書

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	第	数	数-				
192	ZEB実現に向けた設計手法	1-2 1-4 7-25	1 7	02				新エネ・省エネに資する様々な設備導入のリストと、エネルギー使用量の試算値が基本設計図書に含まれていますが、導入設備の容量・能力・規模等が不明の項目が多く存在します。エネルギー使用量の試算に用いた各設備の容量・能力・規模等を開示願います。	エネルギー消費量の削減根拠を公表する予定はありません。なお、導入する設備の容量・能力・規模は提案に委ねます。また、事業者提案に必要な条件は、入札説明書等にて示します。
193	土地利用計画	2-6	2	04	4-3			敷地内または建物内で喫煙可能な場所はあるのでしょうか？ある場合、位置をご教示ください。	建物内に喫煙可能な場所はありませぬ。建物外は今後の検討になります。
194	新施設一般公開への配慮	2-22	2	15	3			新施設一般公開の開催頻度、1回あたりの参加人数及び所要時間の目安をご教示ください。	新施設での開催については今後の検討となりますが、過去の実績では年1回、6時間、500名程度の参加がありました。
195	構造計画	3-1 ~ 3-3	3					基本設計の主旨と要求性能を満足し、デザインと建築計画に整合するものであれば、基本設計はあくまでも参考とし、構造計画は応募者の自由に計画を決めることを原則として宜しいでしょうか。	基本設計の変更については、対話の実施及びVE提案の確認を経た上で提案してください。
196	耐震性能	3-1	3	02				「02.耐震性能」に、建物耐力に関する記述として（「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類Ⅰ類）及び（「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類Ⅱ類）とありますが、耐力の割増し以外の層間変形角等の要求性能も満足させる必要がありますでしょうか。	層間変形角等の要求性能も満足させる必要があります。
197	耐震性能	3-1	3	02				「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類Ⅰ類の耐震性能を満足させたうえで制震部材を付加することですが、この場合の目標クライテリアをご教示ください。	大地震時の建物の変形や部材のヒンジ発生を抑制と考えています。
198	耐震性能	3-1	3	02				「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類Ⅰ類のうち、大地震時の層間変形角1/200を満足させることは非常に厳しいと思われませんが、現計画での成立性についてご教授ください。	概略的には満足している架構と想定しています。
199	基礎構造計画	3-1	3	03				基礎工法の検討について、保有水平耐力時のクライテリアをご教示ください。	建築構造設計基準及び同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部整備課監修）に準ずることとします。
200	上部構造計画	3-1	3	04				「04.上部構造計画」に、「床振動に配慮した設計を行う。」及び「機械の振動による影響が出ないように配慮した設計を行う。」とありますが、振動に関する要求性能をご提示下さい。また床振動に対して特に考慮すべき施設（研究室）があればご教授ください。	前段の質問について、電子顕微鏡など機器への配慮が必要となります。後段の質問について、1階電顕室及び4階アスベスト分析室となります。
201	上部構造計画	3-1	3	04				嫌振機器の有無、設置予定場所、スペック等をご教示ください。	1階電顕室には、電子顕微鏡1機（日本電子株式会社 JEOL1400）の設置を予定しています。また、4階アスベスト分析室には、電子顕微鏡1機（日本電子株式会社JSM-6010PLUS/LA）の設置を予定しています。
202	地震力	3-1	3	05	5-4			性能評価(大臣認定)を取得する場合、「官庁施設の総合耐震計画基準(平成8年版)」P.25 表4.2にある“地震応答解析により設計する建築物”に示されたクライテリアを満足すればよろしいでしょうか。また、性能評価を取得する場合、認定取得に関わる期間を考慮した設計スケジュールとしていただけることでよろしいでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。後段の質問については、現在の事業スケジュールにおいて認定取得の期間を考慮しており、現在の事業スケジュールにて実施してください。
203	地震力	3-1	3	05	5-4			性能評価(大臣認定)を取得する場合、入力地震動はレベル1=25cm/sec、レベル2=50cm/secとして、入力地震動の割増しは不要でよろしいでしょうか。	入力地震動の割増しは不要と考えますが、応募者においても検討してください。
204	地震力	3-1	3	05	5-4			重要度係数Ⅰは必要保有水平耐力算定時のみで、一次設計時の地震力には係ってこないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	主架構計画	3-2	3	07	7-1			構造躯体の概算数量（コンクリート、型枠、鉄筋、鉄骨）、および材質をご教示願います。	概算数量及び材質を開示する予定はありません。なお、材質等は、提案に委ねます。
206	構造基本計画	3-2	3	07	7-2			「07.構造基本計画」の「7-2制振部材配置計画」に、間柱型ダンパー（超高減衰型粘弾性ダンパー）及び増幅機能付油圧制振ブレース（オイルダンパー）と記載されていますが、具体的なメーカー及び性能があればご教授ください。	メーカー及び性能の制限はありません。提案に委ねます。
207	制震部材配置計画	3-2	3	07	7-3			現段階で計画している制振部材の仕様、台数をご教示願います。また、今後設計を進めるうえで制振部材の種類に制限はありますか。	制振部材について、基本設計では構造計画7-3のとおり想定していますが、仕様、台数、種類は、提案に委ねます。
208	太陽光発電設備	4-2	4	02	2-3			設置する太陽光発電設備は、太陽光パネル設置リストに記載されている発電容量の合計330.4kWが確保されれば、同リストに示されているパネル形式を採用しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、一部に現状の平面計画で避難距離を確保するために、採光上有効な開口部として扱われる太陽光パネルを採用する計画としており、法令上の規制を満たす必要があります。

番号	項目名 (タイトル)	箇所						質問内容	回答
		頁	第	数	数-				
209	基本設計図面他	7-1 ~ 7-9						新設建物の配置、平、立、断面図のCADデータを頂くことは可能でしょうか	配置図・平面図は基本設計図書等の貸与（CD-R）の中に含まれています。 立面図・断面図のCADデータの貸与は予定していません。
210	基本設計図面他	7-10						仕上げ表のエクセルデータがあれば、頂くことは可能でしょうか	入札公告時に対応します。
211	基本設計図面他	7-11 ~ 7-14						既存建物の図面のCADデータを頂くことは可能でしょうか。	現本館・研究棟のCADデータは基本設計図書等の貸与（CD-R）の中に含まれています。その他の既存建物図面のCADデータの貸与等は予定していません。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する質問・回答

資料8 ZEB関連資料 本館・研究棟のZEB評価方法（1次エネルギー消費量の削減手法）について

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
212	基本設計の概要 試算値内訳	6		5					「5 試算値内訳」について、1次エネルギー削減量試算の計算根拠および詳細な条件をご教示いただけませんか。	No. 192の回答を参照してください。
213	基本設計の概要 試算値内訳	6		5					「基本設計の概要 5 試算値内訳」において、新施設の基本設計における空調・換気・照明等の項目毎の試算値が示されていますが、その算出根拠をご提示ください。	No. 192の回答を参照してください。
214	事業者提案の募集条件 目標の設定	6		1					「事業者提案の募集条件 1 目標の設定」ではPFI事業者が①及び②の目標値をそれぞれ提案するとなっています。 本施設の運営は愛知県が行うためその使用状況はPFI事業者の所管外であります。本施設でのエネルギー使用量は運営者の使用状況により大きく変動するものであり、同じ使用時間であっても昼夜の如何、季節、年などによっても異なり、環境センター、衛生研究所の対応すべき事象の変動にも大きく影響を受けることになるためその目標値をPFI事業者が保証することは現実的に不可能であります。 したがって、目標値の達成如何はPFI事業者へのサービス対価などへのペナルティの対象外との理解でよろしいでしょうか。	No. 88の回答を参照してください。
215	事業者提案の募集条件 目標設定条件	6		2					「事業者提案の募集条件 2 目標設定条件」に「1. 事業者提案の対象設備は、空調・換気（新設ドラフトチャンバーを含む）・照明・給湯・EVの5種類を必須とする。」とありますが、同ページ「基本設計の概要」の1次エネルギー削減量試算値の対象には、上記5種類に加え、「その他」、「事務機器・コンセント」も含まれています。事業者提案の対象設備は、「その他」、「事務機器・コンセント」も含んで良いと考えてよろしいでしょうか。	事業提案の範囲としては、「その他（待機電力及び給排水動力に関連する設備）」は含みます。「事務機器・コンセント」のエネルギー消費量は前提条件として提示する予定です。
216	冷房運転実施基準	6							冷房運転実施基準につきましては、「新施設」も当基準を採用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	暖房運転実施基準	6							暖房運転実施基準につきましては、「新施設」も当基準を採用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。